

令和2年2月1日

米国向け日本産うんしゅうみかん生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

本州、四国及び九州の一部の県（福岡、佐賀、長崎及び熊本県）において生産されたうんしゅうみかん（*Citrus unshiu*）の生果実

（注）大分県、宮崎県及び鹿児島県については輸出不可。

2 検疫対象病害虫

- ・カンキツかいよう病（*Xanthomonas campestris* pv. *citri*）
- ・コウノアケハダニ（*Eotetranychus asiaticus*）
- ・ミヤケハダニ（*Eotetranychus kankitus*）
- ・タイワンコナカイガラムシ（*Planococcus lilacinus*）
- ・フジコナカイガラムシ（*Planococcus kraunhiae*）
- ・ミカンヒメコナカイガラムシ（*Psedococcus cryptus*）
- ・ヤノネカイガラムシ（*Unaspis yanonensis*）
- ・ミカンクロアブラムシ（*Toxoptera citricida*）
- ・ミカンキジラミ（*Diaphorina citri*）
- ・ミカンバエ（*Bactrocera tsuneonis*）

3 主な検疫条件（九州産については、（4）の調査及び確認が必要）

（1）生産園地の登録

生産者は、日本の植物防疫所に対して生産園地を登録するための申請を行う。

（2）登録選果こん包施設での選果、表面殺菌及びこん包

日本の植物防疫所により登録された選果こん包施設において、選果、次亜塩素酸ナトリウムによる果実の表面殺菌及びこん包を実施すること。

（3）輸出検査の実施

輸出時に、日本の植物防疫官により輸出検査を実施し、2の病害虫がいないことを確認すること。

（4）ミカンバエを対象としたトラップ調査及び果実調査（九州産のみ）

日本の植物防疫所により登録された生産園地において、日本の植物防疫官等によるミカンバエに対する以下の調査で、ミカンバエの発生がないことを確認すること。

① トラップ調査

6月1日から10月31日まで、登録生産園地及びその周囲において実施。

② 果実調査

9月1日から10月31日まで、登録生産園地において実施。